

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	地域政策課	検索番号
法令名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律	根拠条項	6-2
許認可等	特定地域づくり事業協同組合の有効期間の更新		
<p>(根拠規定)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第6条 第1項 略</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第7条 第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定及び前条第2項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>2 前項の条件は、第3条第1項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課することとなるものであってはならない。</p> <p>※ 必要に応じて法令の解釈等について示した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 (令和元年法律第64号) ガイドライン (令和2年3月31日制定、令和3年6月30日最終改訂)」等関係通知に留意し判断する。</p> <p>(その他)</p>			